

令和2年度 事業計画書

I 基本方針

少子高齢化の急速な進展を背景として、労働力人口の減少している中、高齢者の雇用環境が大きく変わろうとしています。高年齢者のなお一層の活躍が期待されています。

高齢者が自ら培った知識や経験を活かし、地域社会の中で多様な就労を通じて、健康で生きがいを持って生活が送れるよう、なお一層の環境の整備が必要となってきました。

地域就業機会創出・拡大事業等が導入拡大されるなどますますその多様化が進んできている中、当センターにおきましても、指定管理運営事業、高齢者活躍人材確保育成事業及び派遣事業の充実を図りつつ更なる開拓・開発に進展していきます。空き家管理対策事業については、鎌ヶ谷市空き家等対策協議会に参加して事業を充実させていきます。介護予防・日常生活支援総合事業は今後も引き続き事業展開していきます。

会員の増強を図るためのポイント制度等の施策展開については、各事業計画に会員の参加が大変多くなり会員の増加に効果が出ていますので今後も継続していきます。

請負・委託事業として臨時的且つ短期的な就業又はその他の軽易な業務の原則を守りつつ、社会情勢を注視し着実に就業開拓・開発に繋げていきます。

これらの事業を労働局、県、市当局のご指導及び民間事業所のご協力と諸団体のご指導をいただき、邁進させてまいりますことシルバー人材センターの基本理念である「自主・自立」、「共働・共助」の下、地域貢献を目指して進展させていきます。

そして次の事業計画を確実に実行していきます。

II 組織体制の充実

(1) センターの組織体制の強化

- ① 公益社団法人として積極的に事業を展開するため、各機関決定の上、共有することは理事会の責任に属するというのを再認識し、適宜点検や見直しを行い、組織体制の強化を図っていきます。
- ② 会員とセンターのパイプ役である地域班を通じて、センターの方針や情報を提供し、事業の拡大や会員の自主的活動を促進し、センター運営の連携強化を図ります。

(2) 事務局体制の刷新強化

- ① 将来の事業拡大に備え、職員の講習会等参加し事業の進展を図り、職業紹介事業、自主事業の開発等に対応できるよう事務局体制の充実と強化を図ります。
- ② 公益社団法人として適切に対応できる知識や情報を収集するため、各種研修等に参加し、職員の資質の向上を図るとともに事務改善や会計事務の適正管理に努めます。

(3) 会員の拡充と資質の向上

- ① センターの設立趣旨に賛同し、健康で働く意欲と、能力、知識、経験を有する会員を確保し、拡充するため、センターのホームページや市の広報紙に掲載するほか地域班・職群班等を活用した募集活動を行います。
- ② シルバー人材センターの体制強化に向けた「役員・班長等の研修会」を開催し、また、新会員を対象とした接遇研修等を実施するほか、センターの基本理念の浸透会員の資質の向上に努めます。
- ③ 会員の増強には帰属意識の高揚が一番です。そのためにポイント制度を継続することで実績を上げていきます。
- ④ 第2次中期計画に基づき、着実に事業実施するとともに会員の増強に努めていきます。

III 総務部会

(1) 理事・班長等の年間活動調整を図るため、次の事業を行います。

- ① 理事・班長会議の開催
理事・班長会議を組織的に密にして、会員が抱える諸問題を理事会へ反映していきます。
- ② 地区懇談会と親睦事業の実施
地区懇談会と親睦事業を実施して、会員相互の交流を深め、会員としての意識向上を図ります。
- ③ 外部研修会への参加
全シ協及び千シ連が主催する研修会等に積極的に参加し、情報収集・情報交換を行い、資質の向上に努めます。
- ④ 会員の就業機会を確保するため、公共施設の指定管理者の指定を目指して、取り組んでいきます。
- ⑤ 鎌ヶ谷市社会福祉センター指定管理者
「生きがいあふれる憩いの場」を提供するため、安全と衛生に注力して市民が安心して気軽に利用できる施設管理を行います。
また、高齢者の相談、レクリエーションなど高齢者福祉を通して、サービスの向上に努めます。
平成30年12月14日に令和元年4月1日から令和6年3月31日まで5年間の指定が市議会で可決され、継続事業運営をしていきます。
- ⑥ 鎌ヶ谷市コミュニティセンター3館（鎌ヶ谷・道野辺中央・南初富）の指定管理者としての昨年7月26日にプレゼンテーションに参加して10月3日に令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間指定管理運営が決まり継続事業運営をしていきます。
鎌ヶ谷市コミュニティセンターは、地域住民が集う施設であり、多くの住民が、多目的に利用でき、親しみが持てるような場になるよう努めていきます。
地域の皆さんが自主的なサークル活動を通じて、相互の交流を深め生活環境の向

上と、人間性豊かな地域社会の形成を図るため設置した施設であることを肝に銘じ、貸し館業務だけでなく、夏休みには小学校低学年の居場所づくりや簡単な補習など実施して地域住民へのサービスの向上に努めていきます。

3館については、大変好評を頂いていますが、更なる努力をしていきます。

⑦ 高齢者活躍人材確保育成事業及び派遣事業の実施

千シ連が派遣元となって実施する派遣事業を鎌ケ谷市事務所として実施しています。適正就業の徹底や請負・委任になじまない形態の就業機会の確保を図っていきます。

鎌ケ谷市立小中学校1校及び鎌ケ谷市立保育園4園の用務員業務、民間事業所1社の経理業務を平成27年度から派遣委託事業として取り組んでおりますが、千シ連主催の高齢者活躍人材確保育成事業による人手不足対策事業及び各講習会により技能向上を図りさらなる拡充していきます。

⑧ 調査研究事業

時代の要請に応じた事業展開を図るため、高齢者、市民、事業所等に対し、高齢者の就業に対する意識の変化や、就業の実態に関する調査、本事業への評価、健康づくりの推進に関する調査などを行います。

⑨ 職業紹介事業の実施

高齢者雇用安定法が改正され平成27年度より、職業紹介事業への移行に伴い、適切に事業を実施していきます。

⑩ 介護予防・日常生活支援総合事業への取組みについて

平成27年度介護保険制度改正によりシルバー人材センターにおいても介護支援事業を実施できることから、平成30年3月から市の指定研修会等に参加して令和2年度は、具体的事業として展開していきます。

⑪ 児童見守り及び児童送り迎え活動の実施

平成28年11月から、児童見守り及び児童送り迎えを市から受託し、実施してきました。

子供の安全で安心な街づくりに貢献し更なる事業充実に努めていきます。

⑫ 空き家等管理対策事業について

平成29年2月に「空き家等管理対策」事業を市と協定書を交わして、令和2年度から引き続き、鎌ケ谷市空き家等対策協議会に参加して鎌ケ谷市の良好な生活環境の保全及び安全で安心な街づくりに貢献していきます。

IV 事業実施活動

(1) 就業開拓と会員拡大事業

雇用によらない「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業機会の確保のため、市民、事業所、官公庁等に対し、就業機会の開拓を目的した活動を行います。

① 就業開拓のベースとなる会員のスキルシートを作成し、就業開拓をしやすいう

に会員データの充実を図ります。

- ② 新規就業開拓の充実を図るため、就業開拓担当理事を選定し、事業を行います。
- ③ 担当理事や事務職員が地域の家庭や民間事業所、官公署等を訪問・面談し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の就業能力や経験を把握分析し、地域のニーズに対応できる就業の確保を行います。

(2) 既存就業維持・拡大事業

現に就業先である地域の家庭や民間事業所、官公署等を訪問し就業の継続及び改善等を行い、かつ新たな業務の拡大を図ります。

(3) 相談事業

入会を希望する高齢者を対象に入会説明会を実施するとともに、高齢者からの相談に対応するほか、地域で就業する高齢者のためワンストップサービスセンターを目指し、雇用・就業・就業能力開発・ボランティア活動等に係る相談や情報提供を市民や高齢者に行います。

- ① 入会説明会を定期的に行います。(原則、月2回)
- ② 公民館、福祉健康フェア等各イベントに積極的に参加し、適宜相談に対応します。
- ③ 就業相談は、市民・高齢者に対応します。

(4) 普及啓発事業

本事業への信頼と理解が得られるよう、市民、事業所、官公庁等に対し、事業の意義や基本理念、仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の事業に対する意識啓発を行います。

- ① 高齢者の入会促進や適正な就業の維持を図ります。
- ② 各種イベントへの参加による周知や広報を行います。
- ③ ボランティア活動を希望する高齢者を対象に「できることを」「できる範囲で」取り組んで社会参加活動を市民と連携して実施し、センターのPRと地域貢献に努めます。
- ④ 市民・会員ふれあいグラウンドゴルフ大会の開催(市後援)を通じて福祉・健康維持を念頭に交流を深めていきます。

(5) 研修・講習事業

地域の高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務が存在していても、それを遂行するために必要な能力が高齢者自身の知識・経験でカバーできない場合は、必要な技能・知識を付与することで就業に結びつけます。

- ① センター内外の講師による「植木剪定講習会」「除草講習会」など会員・市民を対象とした技能講習会を開催し会員の技能向上を図り、又、会員に対する接遇研修を行い資質向上に努めます。
- ② 今後は、会員に対して事務系の就業も対応できるようにするため、実務的なPC研修等を行います。

(6) 安全・適正就業事業

高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供され

た仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と適正就業を促進し、啓発活動を行います。

① 安全・適正就業の指導及び研修

安全・適正就業の意識向上と作業別の安全就業基準の徹底を図り、事故防止に努めます。

② 事故防止

就業現場の巡回指導を年6回定期的に行い、安全に対する意識の高揚に努めます。

③ 健康管理

定期健康診断を推進し、自己の健康管理意識を高め、会員の健康就業に努めます。

④ 交通安全・熱中症予防講演会

外部講師に依頼して、交通安全講習及び熱中症予防講演会を実施し、市民、高齢者、会員の事故防止及び熱中症予防に努めます。

⑤ 安全・適性就業委員会、年4回会議開催し適正就業及び事故防止に努めます。

以 上